ご案内

指定通所リハビリテーションの利用料と個人負担金

● 介護保険適用額

群馬老人保健センター陽光苑 令和7年4月1日施行

#	利用時間	****			2時間以上~				
基本	区分	区分 2時間未満			3時間未満				
サ	要介護1	357単位/日			372単位/日				
½ 1	要介護2	388単位/日			427単位/日				
F.	要介護3	415単位/日			482単位/日				
レス	要介護4	445単位/日			536単位/日				
	要介護5				591単位/日				
	次の加算項目に該当した場合には、上記の単位数に加えて下記単位数が必要になります。								
	 ① 入浴介助加 	算(I)	40単位/日	7	若年性認知症利用	者受入加算) 単位/日	
	入浴介助加		60単位/日	8	栄養アセスメント加算) 単位/月	
		ンマネシ・メント加算 イ		9	栄養改善加算(月2)単位/回	
	・開始月から6		560単位/月		口腔・栄養スクリーニングブ)単位/回	
	開始月から6		240単位/月		口腔・栄養スクリーニングブ			5単位/回	
		マネジメント加算 ロ			口腔機能向上加算(I			単位/回	
	開始月から6		5 9 3 単位/月		口腔機能向上加算(Ⅱ			5単位/回	
	開始月から6		273単位/月		口腔機能向上加算(Ⅱ)(3月以内、月2回)コ) 単位/回	
各種		マネジメント加算 ハ			重度療養管理加算) 単位/日	
	開始月から6		7 9 3 単位/月	13	理学療法士等体制強			単位/日	
	•開始月から6	—	473単位/月		中重度者ケア体制) 単位/日	
	・医師がリハビリ計画を説明した場合			科学的介護推進体	制加算) 単位/月		
	O 1→110114-1-1-		270単位/月	16	移行支援加算			2 単位/日	
加	③ 短期集中個別リハビリテーション実施加算・退院(所)後又は認定日から3月以内 110単位/日				① 事業所が送迎を行わない場合(片道につき) -47単位/日② 通常事業実施地域(☆)外で中山間地域等に居住する				
/ 7									
算		集中リハビリテーション実施加タ			音へのサービス提供力		ス単位委	女の5%/月	
) 	・利用開始日から3月以内 240単位/日 ⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)				リハビリテーション提供体			>)\(\(\(\) \(\) \(\)	
					3時間以上4時間未			2単位/日	
			920単位/月		4時間以上5時間未			6 単位/日	
		上リハビリテーション実施加算	\ = \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		5時間以上6時間未)単位/日	
	・開始月から6	3月以内 1, 2	250単位/月		6時間以上7時間未			4単位/日	
	◎ 、日本は十二	146.省加公 (200世体/日		7時間以上 サービス提供体制強化	L+n な/ T \		3 単位/日 2 単位/日	
	② 退院時共同② 介護職員等	担导加昇	300単位/月						
		防止措置未実施加算							
					Dの中で該当する加 Dの中で該当する加				
		「画木泉足加昇 『災害により、臨時的に利用							
	ゆ 恩朱址及 ()	、灰舌により、脇時的に利用	日有数か一疋凋	ピグし(. いる場合の加昇イ	本本"□□□ △ 早位级	(ツ) 3.	0 %/月	

*基本サービスと各種加算分の1ヶ月の合計単位数に地域区分**7級地**(前橋市)の**費用基準1単位=10円17銭** で算出した額のうち、各利用者の負担割合に応じた額が個人負担金となります。

* 費用計算例 (要介護3、1割負担で2時間以上3時間未満のサービスを1日ご利用した場合) 基本サービス費482単位+②ロ593単位+④20単位+⑥12単位+②22単位+②97単位=1,226単位 介護報酬額 12,468円【1,226×10.17=12,468円42銭(※)】 保険請求額(9割分)11,221円【12,468×0.9=11,221円20銭(※)】 自己負担金額(1割分)1,247円【12,468-11,221=1,247円】

☆ 通常事業実施地域は、前橋市(旧大胡町・旧宮城村・旧粕川村及び旧富士見村を除く)、旧群馬町、吉岡町です。 上記以外の利用時間については、ご相談ください。

介護保険適用外の費用

区 分	利用料	内 容 等					
食 費	775円/日	1食分の食材料費と調理代					
特別食費	おやつ代 ★130円/日						
付加及負	★ 実 費	★印は消費税(10%)込み					
日用諸雑費	50円/日	石鹸、シャンプー、ティッシュ、貸出衣類など					
教養娯楽費	100円/日	図書、折紙、文房具、DAM(体操・映像・レク・回想法等)など					
延長利用料	300円/時	利用者のみ					

- * その他日常生活に応じ必要な物品は通所者の全額負担となっております。
- * 利用日の当日、利用の中止や食事が不要であるとの連絡があった場合には、食材料費(360円) のみを請求(自己負担)させていただきます。